

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市牟礼町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南谷池地区）を行うことについて平成21年3月30日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成21年4月14日から同年5月4日まで縦覧に供する。

平成21年4月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀